

ことが可能となる。この段階を踏まずトラウマ体験を内面化し、抑圧することで、PTSDなどの症状を引き起こすことになるのである。こうした意味で、日本の裁判員が課されている守秘義務は、裁判員の心理的状態を悪化させる作用しか持たないものといえよう。もしこのまま制度上守秘義務を存続させるのであれば、国が、すべての裁判員経験者たちが自由に話し、感情を吐き出すことのできる場を保障することが必須である。こうしたことができないまま、裁判員を強制的にストレスに晒し続けるのであれば、それは間違なく憲法が禁止する「苦役」に該当するものと言わざるを得まい。

日本の裁判員経験者からも、こうした交流を求める声が出されている。2009年に強制わいせつ致傷事件で裁判員を務めた50代男性は、朝日新聞<sup>35)</sup>の取材に応え、「人の人生を決めるのは大変な経験。家族にも話せないので、精神的におかしくなってしまう」として、守秘義務の部分も含めて、体験を話せる場がほしいと語っている。男性は「今も残る心のもやもやは一緒に評議した人じゃないと分からない。もう一度会って、今の気持ちをお互いに分かち合いたい」と、当時の裁判員らと連絡先を交換しなかったことを悔やんでいる。

こうした声を受け、法務省検討会は2013年6月22日に裁判員制度の見直し報告書を取りまとめた<sup>36)</sup>。そこで次項では、同検討会の審議の様子と「取りまとめ報告書（案）」の内容につき検討してみたい。

#### 4. 裁判員制度に関する検討会と平成25年見直し案

裁判員法は政府に対し、制度施行から3年経過後に施行状況についての検討を行い、必要に応じて所要の措置を講ずることを求めている（裁判員法9条）。そこで法務省は、法曹三者や研究者などの専門家を委員として選出し、それぞれの立場からの意見の他、法律の専門家以外の立場からも意見を聴取しながら検討を行う「裁判員制度に関する検討会」を発足させ、平成21年に第1回会議が開催され、平成22年には第3～4回

会議、平成23年は第5～8回会議、平成24年は第9回～15回会議、平成25年で第16～18回会議と、コンスタントに会合を開催し、平成25年度「見直し案」を提出するに至った<sup>37)</sup>。とりわけ見直し案を策定した第18回会議では、本件Xさんの提訴を受けて、「裁判員の精神的負担に対するケアの在り方」を中心とした議論が行われている。

#### （1）第18回会議の内容

第18回裁判員制度に関する検討会議事録をみると、まず座長に促され、共同通信社論説委員である土屋美明氏が「具体的な改善」策として、①心理専門家を裁判所に配置し、裁判員経験者が休憩中や裁判終了後に相談しやすい体制を取る、②裁判員と直接面接をして治療・助言のできる医務官の配置、③「精神的なダメージを受けやすい」人からの辞退申出への弾力的対応、④公判前における候補者への注意喚起、⑤体の変調に対する裁判官の気配り、⑥「最良の証拠」の吟味、⑦「裁判後のケア」の積極的運用と体勢の充実、⑧裁判員経験者らの組織の設置、など、多岐にわたる提案がなされた。

これに対し、東京地方裁判所刑事部総括判事である合田悦三氏が、すでに東京地裁は（1）御遺体の写真等の証拠採否や取調べの工夫、配慮を行っている、（2）辞退の申し出に対して柔軟な対応に心がけている、（3）選任後の負担に気づいた場合には辞退を促している、（4）24時間365日受付の電話・インターネット無料相談の案内を配布している、無料対面カウンセリングは全国47都道府県の217か所の提携機関で対応可能、（5）裁判員同士の連絡の仲介や任務終了後も相談できる裁判所の連絡先を提供している、などと説明した。また、同氏は裁判員と裁判官の円滑な意思疎通こそが最大のケアであるとの立場を表明し、東京地裁でも1、2例ではあるが、裁判終結後に裁判官も参加する同窓会的な会合を行っていると発言した。

その他の発言として注目されたのは、弁護士・国学院大学法科大学院

教授の四宮啓氏が「通称デブリーフィング」として本稿3（2）で紹介した「危機報告会」と同様の取組みを行うキング・カウンティの例を紹介した点である。四宮氏はこれを「精神衛生の専門家が、ストレスというものが陪審員あるいは陪審員の経験をした者には誰でも起こり得る正常な反応であるというようなことなど、ストレスに関する教育と情報を提供するというプロセスです。実際にアメリカでも行われている州があるわけですけれども、そのことによってアメリカでいえば陪審員たちには、陪審員である間に遭遇した感情を表現したり検討する機会が与えられて、特に重要なことは、ほかの人も同じような経験をしているんだということを知ることができる、このことが大変プラスだと言われております。」とし、同プロセスに裁判官が出席することが大変重要であると付け加えた。

#### (2) 「裁判員制度に関する検討会」取りまとめ報告書（案）<sup>38)</sup>

同報告書では、裁判員に対し、以下の事項について説明を行うことを義務付ける規定を、裁判員法及び裁判員規則に設けるべきであるとの意見が示されたとする。

- ・裁判員同士が希望した場合には、互いに連絡先を交換すること
- ・事後的な希望があれば、裁判所が裁判員経験者同士の連絡のあっせんを行うこと
- ・裁判員が希望した場合には、臨床心理士立会いの下グループワークを実施すること
- ・守秘義務の範囲
- ・裁判所の「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」に関する事項

これらに対しては、前項でみたように、東京地裁判事の合田悦三氏か

らの「（東京地裁では）すでに運用上の配慮をきめ細かく行っている」との意見に引きずられ、「すでに様々な運用上の工夫がなされており、法改正を行う必要性はない」「個々の場面や裁判員の状況等に応じて、臨機応変で柔軟な対応が求められるべき事項であるので、特定の事項についての説明を義務付けるような法改正は適切ではないのではないかといった意見が示され、法改正を行うべきとの意見は見られなかった。」とされ、あとは「判決宣告後の精神衛生の専門家の協力を得ての裁判官と裁判員との会合の検討」（デブリーフィングの提案を受けたと思われる）と「裁判員経験者の体験談がもっと伝わるような工夫の必要性」「国民が量刑や更生について学習する機会が少ない」などにつき「指摘があった」と記載するにとどめている。

#### (3) 私見：検討会の内容と取りまとめについて

各委員からは裁判員の心理的負担に対する様々な具体的な対応策が提出され、裁判所がそれらを適切に説明することを義務付ける規定を設けることが提案されたものの、現役の裁判官である合田氏が「いずれも東京地裁ではすでにやっている」と発言したために、結局「法改正は不要」との結論に至っている。

確かに「東京地裁では」そうした取り組みがなされているのかもしれないが、Xさんが訴えるように地方（さらには僻地）の裁判所でそうした対応がまったくなされていない実情が明らかにされたことについては、結局不問に付されている。そして、「東京地裁でやっている」取り組みを全国の裁判所・裁判官に対し標準化するなどの前向きな意見も「取りまとめ（案）」には盛り込まれることはなかった。これでは、今後「全国が足並みをそろえての」制度の向上を期待することはできまい。

また、合田氏は「24時間365日受付の電話・インターネット無料相談を配布している、無料対面カウンセリングは全国47都道府県の217か所の提携機関で対応可能」として、こうした情報を裁判員たちに速やかに

伝えている<sup>39)</sup>と述べているが、それではXさんが「無料カウンセリングは東京で5回まで」と告げられ、紹介された医療機関（保健所）も「そのような相談は初めて」として役に立たなかったという事実を、どう受け止めるのであろうか。「裁判所はきちんとカウンセリングを用意している」と本当に言えるのは、それら「全国47都道府県の217か所の提携機関」がきちんと機能しているのかを調査してからであろう<sup>40)</sup>。

要するに、上記検討会の結論からすれば、Xさんの事件については「裁判員の心理的ケアについて十分配慮した運用をしている裁判所があるのだから、裁判員経験者に心的外傷を与えてしまったのであれば、その裁判所の裁判官の配慮が十分でなかったという他ない」と評価したということなのだ。では、当然なすべき配慮を怠ったことによって公務員が市民に損害を与えた以上、それを補償すべきは当然といえるのではないか。

この点については、第18回会議議事録（17頁）において京都大学学院法学研究科教授の酒巻匡氏が、裁判員は「いわゆる公務員と同じ扱いになる」ため、裁判手続の過程で体調を崩したような場合には「いわゆる損害賠償ではなくて、いわゆる補償ですね、それは公務員と同じように受けられるのではないかと思っているんですけれども」と発言した。そして合田氏も「裁判員は、非常勤の裁判所職員という扱い」であるため「国家公務員災害補償法という既定の適用を受ける」と明言している。しかし同法の「療養補償」（10条）は、「療養上相当と認められるもの」に限られる（11条）。Xさんは体調不良に基づく通院が長引き休業も続いたため、【本来の】勤務先から「契約更新拒否」とされ、失職している。こうした不利益に対しては、何らの救済策もないであろうか。

この点、合田氏は「後遺症が障害等級に該当すると判断された場合」に一時金の支給も受けられると示唆する。

Xさんは提訴時点でASDの診断が下されており、その症状は（自覚症状を元にすれば）現時点でPTSDに移行したものとみられる。非器質性精神障害の後遺障害等級はその精神障害の程度に応じて9・12・14級の

三段階に区分されており<sup>41)</sup>、『国家公務員災害補償法』によれば、たとえば9級であれば平均給与額<sup>42)</sup>の391日支分給されることになっている（13条4項2号）。この「平均給与額」が裁判員の日当であると考えた場合、Xさんには最大で391万円支給されることになる。しかし、「非常勤職員」のなかでもきわめて特殊な位置づけにある裁判員の労務災害に対して、こうした算定方法は果たして妥当なものであろうか？ 裁判員の中には、本来、最大日当1万円以上の給与収入を安定的に得ている者もいれば、それ以下の者、主婦や無職者、年金生活者など、様々な立場の者が含まれているのである。無理やり「公務災害」にするよりも適正な損害額を査定した上で、国家賠償法で対応する方がよいのではないだろうか。少なくともXさんは「通常の」裁判員業務に従事して被災したのではなく、「その裁判所の裁判官の配慮が十分でなかった」（＝公務員の故意または過失による）ために被災したのである。

少なくとも現時点において、裁判員のメンタルヘルス問題に関して、法務省、ひいては国は、上記の検討会の取りまとめ報告書をもって思考停止しているように見える。したがって、Xさんの控訴趣意は未だ明らかではないものの、これらの様々な疑問点に関して、仙台高裁が納得できる答えを出してくれることを期待するしかないのだろう。

### 結びに代えて

現在、各地方裁判所では、「裁判員の心理的負担」に配慮して、凄惨なビジュアル証拠の取扱いについては、①予め十分に警告しておく、②白黒の写真を用いる、③写真を示さずイラストに代える、④被害者の顔に目線を入れる、⑤モニターに映し出す写真を小さくして「目のやり場」を作つておく、⑥被害者の遺体の状況に関する一切のビジュアル証拠を用いない、などの姑息的手段を組み合わせることで対応しているようである。

しかし、個々の裁判員がどのような情報によって強いストレスを感じ

るかは様々であり、「臨場感ある凄惨な場面の描写」「被告人のむき出しの悪意」「被害者・遺族の悲痛な叫び」など、ビジュアル証拠以外でも心理的な負担を感じることは十分にある。例えば、強姦致傷などの性犯罪関連事件などにおいては、被害者の容貌や被害状況を示すビジュアル証拠が用いられることが多いが、多くの裁判員たちが強い心理的ストレスを報告しており、「被害それ自体」が一般市民である裁判員に与えるインパクトは非常に大きいといえよう。

かといって、第18回裁判員制度に関する検討会で土屋氏が指摘するような「精神的なダメージを受けやすい人」を事前に選定することも非常に困難だといえる。筆者は、医学部学生や司法修習生などが司法解剖を見学する場面に何度も立ち会っているが、解剖開始前から「まったく不安を覚えていない」見学者が早々に脱落するかと思えば、不安で狼狽していた見学者が意外と熱心に見学し、最後には質問までしてくるような場面を多く経験している。また、裁判員になりたくなくて「精神的なダメージを受けやすい」と自己アピールする裁判員候補者を適切に見分けることは、まず無理であろう。

したがって、平穏に市民生活を送っていた一般人を「刑事裁判」という非日常的でストレスフルな手続きに「強制的に」関与させるためには、少なくとも裁判員制度の意義に対する全国民的な理解が得られていることが大前提となろう。そしてさらに、国は「国民の義務」としての裁判員裁判の手続が「個人に心身の障害を負わせ得る」ということを十分に想定した上で、十分なケア体制と補償制度を整えておくべきであって、「審理の途中でも柔軟に辞退を認める」だけでは明らかに不十分である。

したがって、現時点においては、参加に消極的なまま障害を負うことになった裁判員経験者にとって、裁判員裁判への強制的参加は「その意に反する苦役」に他ならないものといわざるを得まい。

本稿で行った考察は、2013年11月30日に開催された、明治大学社会科学研究所第31回 社会科学研究所公開講演会「いま裁判員裁判を考える」での筆者の講演「法医学の立場からみた裁判員裁判制度の問題点」およびAmerican Society of Criminology 70th Annual Meeting 2014での2014年11月20日の報告（タイトル：Problems concerning examination of the medical evidences in the Japanese Lay judge system.）をベースにしている。

### 【注釈】

- 1) コリンP.A.ジョーンズ『アメリカ人弁護士が見た裁判員制度』(平凡社新書、2008)、梓澤和幸・田島泰彦『裁判員制度と知る権利』(現代書館、2009)、井上薰・門田隆将『激突！裁判員制度 裁判員制度は司法を滅ぼす vs. 官僚裁判官が日本を滅ぼす』(ワック株式会社、2009)、石川 多加子、矢倉 久泰『あなたは死刑を宣告できますか』—憲法違反の裁判員制度を断罪する』(アドバンテージサーバー、2009)、なお、より先鋭的な議論は成書よりインターネットにおいて盛んに展開されている。例えば本件に関する憲法的議論としては「裁判員制度はいらないインコのウェヴ大運動」<http://saibaniniranainko.com/>、弁護士 猪野亨のブログ<http://inotoru.blog.fc2.com/blog-entry-811.html>などに詳しい。
- 2) 平成25年3月14日福島地裁郡山支部判決。裁判所ホームページより入手可。
- 3) 「被告、起訴内容を大筋で認める 会津美里の強盗殺人 地裁支部初公判」、2013年3月5日『朝日新聞』福島中会・1地方版・朝刊25頁。
- 4) 「会津美里の夫婦殺害：死刑判決 裁判員決断迫られ 「更生の可能性ある」弁護側が控訴」、2013年3月15日『毎日新聞』福島版・23頁。
- 5) 裁判員制度はいらないインコのウェヴ大運動「裁判員ストレス障害国賠訴訟 詳細情報・9月24日第1回口頭弁論編」6-7頁。同冊子は<http://saibaniniranainko.com/>経由にて100円で購入可能。
- 6) Kielholz P. The classification of depressions and the activity profile of the antidepressants. *Prog Neuropsychopharmacol*. 1979;3(1-3):59-63.
- 7) こういった思考に流れる人が多いことを見越し、例えば弁護士の荻原卓司氏(京都弁